

亘理町空き家バンク事業

◎事業概要について

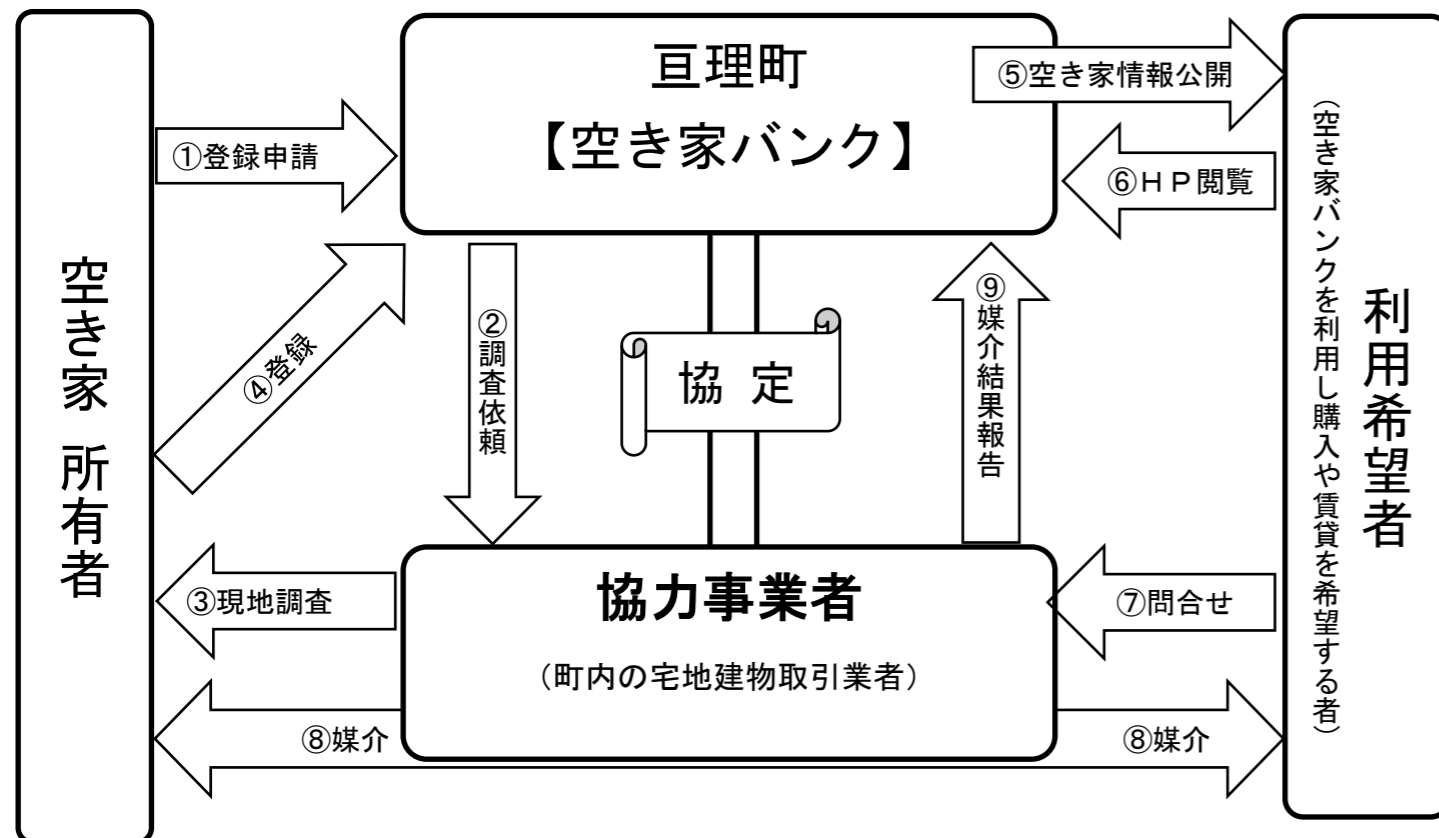
空き家情報登録制度を設け、町内の空き家について有効活用を図ること。また、移住・定住の促進をより円滑に進めていくための事業です。

町内の空き家について売却、賃貸を希望される方から申請を受け物件調査を行い、登録可能とできる物件情報を町及び協力事業者（不動産業者）のホームページへ掲載し、購入や賃借を希望される方への橋渡しを行います。

空き家バンク事業を進めていくため、(公社)宮城県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会宮城県本部、町の3者による協定を締結しております。両協会から本事業への協力を募ったところ、町内4社の不動産業者が協力事業者となり参加しております。町と協力事業者において家屋調査の実施、物件情報の整理を進め、掲載可能となった物件を町と協力事業者のホームページへ公開します。

以下へ空き家バンク事業に関し、登録手続きから契約成立までの流れを記載しております。

所有者及び購入・利用希望者で交渉が成立しましたら、宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の報酬を協力事業者へ支払っていただきます。



◎空き家所有者【売りたい・貸したい】

- 1 空き家の登録申請（図の①）
空き家の売却・賃貸を希望する方は亘理町町民生活課にご相談ください。
- 2 現地調査（図の③）
所有者立会いのもとに協力事業者と町にて調査を行い、空き家バンクへの登録の可否を審査させていただきます。
- 3 物件の登録、空き家情報の公開（図の④⑤）
調査の結果、適当と認められる場合、空き家バンクへ情報を登録し、町と協力事業者のホームページへ公開します。
- 4 購入・利用希望者との交渉・契約（図の⑧）
協力事業者が媒介します。交渉成立の際、所有者は協力事業者に媒介報酬を支払っていただきます。

◎亘理町へ住みたい方【買いたい・借りたい】

- 1 空き家情報の閲覧（図の⑥）
町及び協力事業者のホームページで空き家情報を閲覧します。
- 2 問い合わせ（図の⑦）
希望する物件の協力事業者へ連絡
- 3 内部見学等
協力事業者が物件を案内します。
- 4 所有者との交渉、契約（図の⑧）
協力事業者が媒介します。交渉成立の際、利用希望者は協力事業者に媒介報酬を支払っていただきます。
- 5 定住状況の確認
居住される物件への住所移転に関する報告をしていただきます。
協力事業者に住民票を提出していただきます。

◎その他

- 1 注意事項
 - ・町では情報の紹介や連絡調整を行いますが、所有者と利用希望者の間で行う賃貸、売買に関する交渉・契約等の仲介行為を行うことができません。また、契約後のトラブル等についても当事者同士で解決していただくこととなります。
 - ・物件の情報は所有者の申請によって掲載しておりますので、実際の状況と異なる場合があります。
 - ・亘理町暴力団排除条例（平成25年亘理町条例第12号）第2条第4号に規定する暴力団員等の方は空き家バンクの利用ができません。